

平成27年6月9日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年6月9日
開会 14時15分 閉会 14時40分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 荒貴賀 内山美穂子 若山和幸 中橋友子 小島智恵
田口廣之 谷口和弥 小川純文 東口隆弘 藤原孟
- 5 事務局 局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 6 審査及び審査事件
 - 1 付託議案の審議について
 - ・陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
 - ・陳情第2号 「道教委『「新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - ・陳情第3号 「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - ・陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - ・陳情第6号 「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 2 所管事務調査項目について
 - 3 その他
- 7 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇ 内 容

(14:15 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日、教育委員会の方から学校教育についての説明をしたいと求められておりますので、これを許したいと思いますがご異議はありますか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） 異議がないようなので教育長及び職員の入室を許可いたします。暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長（寺林俊幸） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育長。

○教育長（田村修一） お忙しい中、貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。今回、町内中学校における体罰事故に関する件についてご報告いたします。本体罰事故につきましては、平成26年11月21日に発生したところであります。しかしながら本体罰事故として判明いたしましたのは平成26年12月に町内小中学校全児童生徒、保護者及び教職員に対しまして実施いたしました体罰に関する調査において被害生徒及び保護者から体罰ありとの報告を受け、町教育委員会として認知したところであります。町教育委員会といたしましては、直ちに当該学校長に調査を指示するとともに事故の詳細の報告を受け学校教育法第11条で禁止されている体罰に該当すると判断し北海道教育長十勝教育局長に報告を行ったところであります。本体罰事故に関しまして当該児童及びその保護者にこころよりおわびを申し上げますとともに議会並びに町民の皆さまに教育行政や学校現場に対する不信を招く結果となりましたことに私自身も深く反省しているところであります。改めておわびを申し上げますところであります。誠に申し訳ありませんでした。今後改めて体罰は学校教育法第11条の規定に違反する行為であるとの認識を深め二度と体罰を発生させないよう教委職員の法令順守、及び服務規律の徹底について校長会議及び教頭会議さらには学校訪問時などにおいて指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。なお、事故の詳細につきましては、この後、教育部長から報告させていただきます。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今回の体罰事故の状況につきましてご報告申し上げます。本体罰事故を起こしました教諭は町内中学校に勤務する男性教諭、当時43歳で被害生徒の担任でございます。体罰を受けた生徒は、当時第一学年の男子生徒一名でございます。体罰が起きた状況でございますが、平成26年11月21日金曜日午前8時頃、二階会議室において当該教諭が被害生徒に対して個別指導を行っていた最中に事故が発生したものでございます。事故の発生概要でございますが、被害生徒甲が朝の会が始まる前に自分が所属する普通教室において、自席ではない生徒乙の席に座り腕を机の上に乗せながら前の席に座っていた生徒と話をしていたところ、生徒乙が登校し自席の机の上に鞆を置いたところ甲の腕に当たり、甲はその鞆を払い落としたものでございます。生徒乙はそのことを自分が参加している朝の自主学習の会場であります二階の教室で、勉強を自主的に教えている教員Aに報告をしたところでございます。そこで教員Aは被害生徒甲の担任である事故教諭に報告。すぐに甲を会議室に呼び出し教員A立会いのもと教育指導を行った

ところであります。しかしながらその最中、事故教諭は甲の態度が真面目ではなく反省した様子が見られないと判断し右手の平手で甲の頭を一回叩きその後も反省した様子が見られなかったため同様にもう一回叩いたものであります。一方、立ち会っていました教員Aは事故教諭と被害生徒甲の二人とは距離をおいて座っており、一回目の体罰、また、二回目の体罰を止める間がなかったとの報告を受けております。なお、被害生徒甲には怪我はございませんでした。以上が事故発生時の状況でございます。また、当該事故発生後、平成26年12月に実施した体罰に関する調査によって事故が判明いたしました。本来体罰事故を起こした段階で学校長に報告し学校長は教育委員会に報告するものでございます。しかしながら当該事故教諭は体罰に関する誤った認識により報告の義務がない程度であると判断したことにより教育委員会として当該事故の把握が遅れましたことは誠に遺憾であり学校教育法第11条及び平成25年3月13日文部科学省初等中等教育局から発せられています体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について等の通知について改めて校長会議等を通して全教職員に指導を徹底したところであります。更に体罰事故は公務員としては、あってはならない行為でありますことから平成27年5月29日に開催された幕別町教育委員会において北海道教育委員会に対し厳正な処分を求める内申を決定し同日付で北海道教育委員会に提出いたしました。以上、本件事故に係る報告とさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりました。何かお聞きしたい点がありましたら挙手をお願いしたいと思います。はい、野原委員。

○副委員長（野原恵子） その後、生徒の状況は普通に戻っているという状態なのでしょうか。

○教育長（田村修一） 11月26日に事故があった後、それ以降、通常に通学しておりました。ただ、休み明け後、これは別の原因で若干不登校というか休みがちになっていると。これにつきましては、別の問題で心の病というかそういう関係だと思しますので、この辺のところはちょっとお答え差し控えさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質問ありませんか。ほかにないようなので終わらせていただきます。暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

以下要点筆記とする

1 付託議案の審査、2 所管事務調査及び、3 その他（道外視察研修）については、次回の委員会開催時に審議する。

次回委員会開催日は6月16日（13：30～）とする。

（14：40 閉会）